

常任委員会

行政視察

各常任委員会では、議会活動の一層の充実を図るため、先進都市の優れた行政や施設などを視察し、今後のまちづくりに役立てていきます。

【総務委員会】

期日 平成二十年五月 七日～九日

場所 福岡県春日市・福岡市・熊本県熊本市

内容 春日市では、平成十一年、大雨による水害が発生し、道路渋滞や資器材不足により市の対応が遅れ、それを教訓に地域での自主防災組織が結成されました。しかしながら被害の少なかつた地域では、行政主導による組織結成だったため、他の地区に比べて防災意識が低いそうです。春日市では、日頃から防災意識を高めてもらうための様々な啓発活動を行っており、比較的災害の少ない本市にとって大変参考になりました。

福岡市では、本年度から本市でもスタートする行政評価制度についての視察を行いました。評価の方法、公表、結果の活用、また、運用している自治体ならではの浮き彫り

になった課題等、今後の運用の参考になりました。

熊本市では、PFI活用指針についての視察研修を行いました。このPFIとは、従来の公共工事では資金調達から設計、建設、維持管理、運営等、全て自治体で実施するものでしたが、PFIでは、自治体が求める性能を定めるのみで、その他の部分は全て民間業者の主体的な創意工夫に委ね、効率的で質の高い公共工事を目指す仕組みになっています。熊本市の事例では、PFI方式で施設を建設し、二十年間維持管理した場合、人件費を含め、従来の方式と比較して約十五億円の削減になるそうです。全ての公共工事に對してPFIが有効とは限りませんが、大変参考になる研修となりました。



市議会と市長の関係

市議会議員と市長は、同じく四年に一度、市民の皆さまの選挙によって選ばれ、市民の代表として市政の運営を任されています。

市長は選挙公約などで打ち出した政策を進めるため、また住み良いまちづくりを進めるために予算や条例などの案を作り、市議会議員は市民の皆さまの代表者として、その予算や条例などを審査し、決定しています。

これは市議会の基本的な権限である「議決権」であり、予算や条例を決定する権限にあることから、市長は議会の議決にしたがって仕事（市政）を進めて行きます。

このようなことから、市議会を「議決機関」、市長を「執行機関」と呼び、互いにけん制し協力しながら均衡を保ちつつ、同じ目的である市政の発展のために活動しています。



市議会の権限

議会には、法律によって多くの権限が与えられています。

- ◎ 議決 条例の制定・改正・廃止・予算の決定、決算の認定、主要な契約など市政の重要な事項について議決します。
- ◎ 選挙と同意 議長、副議長、選挙管理委員などの選挙をします。また、副市長、教育委員、監査委員などの市の重要な職につく人を選任する際には、議会の同意が必要です。
- ◎ 調査 市の仕事について調査し、必要な場合、関係者の証言を求めることができます。
- ◎ 請願・陳情の審査 請願・陳情を審査して、市民の声を市政に反映させるようにします。
- ◎ 意見書 公益に関することについて市議会の意見を政府などに提出します。
- ◎ 決議 政治的な効果を期待して、市議会の意志を内外に明らかにするものです。

議案質疑発言議員

議案質疑とは、提案された議案に対して、詳しく知りたい点などを執行部に聞くことです。（質問掲載）

【柏村忠志議員】

- 一 財産の取得について（今泉霊園用地）
- 二 財産の取得について（瀧田地区団地（スーパードロック）用地）



● 議会報編集委員会 ●

- | | |
|------|--------|
| 委員長 | 吉田 博史 |
| 副委員長 | 竹内 裕 |
| 委員 | 荒井 武 |
| | 海老原 一郎 |
| | 小林 幸子 |
| | 福田 一夫 |